

交付対象事業について	
1	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当してよいか。</p>
	<p>本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途（事業内容）に制限はない。</p> <p>ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第2の4）及び基金への積立等が許容されていないことから、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）</p> <p>なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。</p> <p>【一般会計・特別会計】 実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。</p> <p>【公営企業会計】 実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。</p>
2	<p>公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。</p> <p>ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3密を回避</p>

		<p>した上での教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的に脱コロナに向けた協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。</p> <p>なお、事業者等への損失補償に関する Q&A（5月1日第1版の17番・18番、5月12日追加版の1番、5月15日追加版の3番）に留意されたい。</p> <p>必要に応じ、活用事例集の事例109も参考とされたい。</p>
3	<p>地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。</p>	<p>要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。</p>
4	<p>利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。</p>	<p>本交付金は、原則として令和2年度実施事業が交付対象事業となるため、利子補給金としては原則として令和2年度に発生する利子分に対する利子補給金が本交付金の対象となる。</p> <p>ただし、令和3年度以降の利子分相当額を、支援金等の形で金融機関に一括交付する場合は、本交付金の対象となる。（その場合、繰上償還等により、利子補給金の地方公共団体への返還が生じないよう工夫されたい。）</p>
5	<p>国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。</p>	<p>本交付金の対象にはならないが、当該国庫補助事業の地方負担分については別途、地方財政措置が講じられることとなっている。</p>

6	事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。	対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。
7	企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。	制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<認定申請編>」を確認されたい。
手続きについて		
8	実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。	必須の記載事項ではないが、「事業内容」欄の補足的に活用するため、既存の予算説明資料やホームページがあれば可能な限り記載をお願いしたい。
9	同一内容の事業だが、予算区分がR2当初やR2補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。	内閣府における集計の便宜上、複数予算にまたがる事業については、予算区分ごとに複数行に分けて記載いただきたい。
10	提出資料の鑑文は必要か。	不要である。
11	国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。	空欄で差し支えない。
12	交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。	全額「D 交付対象経費」に全額記載する。

効果の検証について

13	交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。 また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。	事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。 公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。
----	---	---

地方財政上の措置との関係について

14	交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。	交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。
15	国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。	令和元年度予備費の国庫補助事業について、地方公共団体の令和元年度予算計上分は特別交付税、地方公共団体の令和2年度予算計上分は交付金で措置されることになる。地方公共団体の令和2年度予算計上分については、交付金の実際の充当の有無にかかわらず、特別交付税の算定の対象とならない。